

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第七号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表第二十号中「八千六百元」を「八千七百元」に改め、同表第二十一号及び第二十二号中「一万千円」を「一万二千元」に改める。

別表第六号の表第三号口中「六千八百円」を「六千九百元」に改め、同表第五号中「一万二千三百円」を「一万二千七百元」に改め、同表第十四号中「九千七百元」を「九千八百円」に改める。

別表第九号の表第十一号中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。